



東京だより 田中生

肅啓、老樹も翠綠の裝を凝らすのとき、「道路之改良」も亦茲にその面目を一新して讀者諸君と相見ゆるに至りたるは路政の爲誠に欣快に堪へざる次第に御座候、議會閉會後に於ける中央官廳は新年度の事業實施計畫と、更に明年度の新規事業計畫とに沒頭致居候折柄獨り多忙を極め候は、郡制廢止に伴ふ府縣道路線認定に、世人の視聽を集めたる路政界に有之候、地方の情弊を度外に置き國家百年の長計を案して、其の認定の認可處分を爲すは、痛快この上なきことに有之候、日比谷の議政壇上に、天下國家を論議する名士も、此が爲には少からぬ腦漿を絞りしとかて、廳内は上を下への混雜に候ひき、此が處分の結果が如何に帝國路政の爲に、好果を擧げたる

大の感謝を拂ふの必要有之べくと存候されば補助を受くる各地方の、道路工事擔任者もよく當局の意のある所を酌み、工事の進捗に一段の努力を致され度と存候。かくして成立せる豫算の、實行方針を議決すべく、三月末に道路會議を開催せられ候、その席上に於ける大體の空氣は、道路改良事業の如き地方産業の隆替に重大なる關係ある事業の、豫算を削減するが如きは、畢竟稅源の涵養を阻止するものなりとのことに決したるやに承り居候、是等は固より當然の見解にして、此の如き消極的の政策は、吾人の採らざる處に有之候、此の如く道路に對し理解を有する人の少なからざる今日なるを以て、明十三年度に於ける豫算に就ては、必らずしも悲觀するに及ばずと存候へ共、政府の助成する各地方の工事の進行問題となりしは、國庫より補助を受くべき道路改良工事に對し、沿道市町村が道路敷地を寄附したる場合に於て、其の敷地代金を見積り、之を道路の費用を負擔する公共團體の支出に計上したる場合に於て、之を國庫補助の基本金額に算定すべきや否やの點にありしも、政府が道路工事に對し、國庫補助を爲すの精神は、道路の改良に要する費用を負擔する

やは次號に報導可致候。新年度に於ける路政界は、是亦前年度に劣らざる活況を呈し候ことは存候へ共、政府の道路費國庫補助額が、既定計畫に屬する九百萬圓の約二割五分を削減せられて、六百七十五萬圓と相成候ことは、道路改良事業の促進上に少なからぬ痛手に有之候、當局の説明する處に依れば、政府の豫算査定方針が繼續費にありては、其の三割を天引すること、が爲め、道路改良費も之を繼續費の一部と看做し、其の三割を削減すること、なりたるも、内務當局に於ては二割五分の削減を固持して譲らざりしが爲に遂に六百七十五萬圓となるに至りたる次第に候へ共、一面亦各地方に於ける道路工事が、其の進行遅々たるが爲め前年度豫算の繰越は相當巨額に上りて、二割五分説を維持すること、稍々困難なりし趣にて、當局の苦心に對しては、多

公共團體の負擔を輕減するに在るを以て、寄附金の如き事實何等公共團體の負擔に屬せざるものは、之を國庫補助の基本額より控除すべしとのことに議決したるは固より當然の事と存候、序に同會議の議決したる十二年度補助工事を左に御報導申上げ茲に擱筆可致候

府	道	國	道	國	道	國	道	國	道
一 號國道 愛知縣岡崎市自康生町 至欠町	道路改築 二分一補助	一 號國道 愛知縣海部郡瀬富町立會 三重縣桑名郡長島村立會	橋架架設 四分三補助	一 號國道 神奈川縣橫濱市自子安町 至青木町	道路改築 二分一補助	一 號國道 同 市至西戸部町	同	一 號國道 石川縣金澤市片町立會 至久保町	同
二 號國道 岐阜縣加茂郡古井村立會 至大山町	同	二 號國道 岐阜縣可兒郡今度町立會 至鶴原郡金谷町立會	橋梁架設 三分二補助	二 號國道 山口縣至豐浦郡長府町	同	二 號國道 犬山岐阜線愛知縣丹羽郡犬山町 至岐阜大山線岐阜縣稻葉郡鶴沼村	同	二 號國道 犬山岐阜線岐阜縣佐賀縣三養基郡 至基田村	同
三 分一補助	同	四 分三補助	同	二 分一補助	同	三 分一補助	同	三 分一補助	同